

第2回ジャム類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の議事概要

第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成24年11月15日（木）13：30～15：10
- 2 場 所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター研修室
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟7階
- 3 出席委員：委員14名中11名（栗生委員、鶴飼委員、小倉委員、関委員、高木委員、田所委員、平川委員、藤本委員、淵上委員、山口委員、山根委員）が出席
- 4 委員長：田所忠弘
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はなく、傍聴を希望する者は3名であった。委員長が特に必要と認めた者として1名（農林水産省消費・安全局表示・規格課越野課長補佐）が出席していることが報告された。

第2 議事概要

○ ジャム類の日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から改正案（資料3）について説明した後、第1回の原案作成委員会で提案された議題について検討した。

- ①「異物」
- ②「内容量」
- ③「食品添加物」

その結果、前回議決した標準規格としての利用状況を確認し、①については、削除すること、②については、改正しないことを議決した。③については、文章の表現を検討した上で改正することを議決した。また、現行規格の記述について常用漢字に変更することを議決した。

第3 会議における主な個々の意見（要旨）

1 食品添加物に関する意見

- ・食品添加物の使用が最小限である旨の根拠として何を伝えれば良いのかわからない。
- ・使用せざるを得ない場合は使用理由の試験データを準備することになるのか。
- ・自社ブランドではなく、PB商品ではブランドオーナーの名前しか記載されないが、どう伝達するのか。
- ・心配点が多くある。判断に差が出たり、概念や基本姿勢だけではわからないので、運用をしっかりと見ていきたい。
- ・等級があるものの食品添加物の考え方はどうするのか。

- ・ジャム類では単純だが、他の品目で等級があるものは複雑になるのではないか。標準より上級のほうが使用量は少なくなると考えてよいのか。
- ・文章的には今後修正できると思うので、流れとしては賛成する。

以上

(事務局作成)